

**簡易宿泊所の成立経緯と発展についての考察
－社会施設としての機能と旅館業法における簡易宿所創設まで－**

川井 千敬

龍谷大学地域公共人材・政策開発リサーチセンター

**A study on the establishment and development of budget hotels
- Realizing the function as a social facility and the establishment of budget
hotels under the Hotel Business Act -**

Chihaya Kawai

Research Centre for the Local Public Human Resources and Policy Development,
Ryokoku University

要旨

本研究は、簡易宿所の原点となった関東大震災以後の「社会施設」としての簡易宿泊所の登場と、旅館業法において法制化されるまでの過程を考察したものである。木賃宿から転じたと考えられる大正期および昭和初期の簡易宿泊所は、救貧を目的とした労働者の生活の場として機能していた。このような「社会施設」としての簡易宿泊所は、1923年の関東大震災をきっかけに、寺院や政府委託事業のような公的機関から発生した。その後1957年に旅館業の一種別として法制化されたが、この経緯には1950年代の売春宿の顕著化と、それを正常化しようとした意図が存在したと推察される¹⁾。

Abstract

This study investigates the emergence of budget hotels as “social facilities” following the Great Kanto Earthquake, which was the catalyst for the establishment of budget hotels, as well as, the process by which these facilities were incorporated into Hotel Business Act. Budget hotels in the Taisho and early Showa period, which are thought to have evolved from cheap lodging houses, served as a place of residence for workers with the goal of alleviating poverty. Following the Great Kanto Earthquake of 1923, such budget hotels as ‘social facilities’ arose from public institutions such as temples and government commissioned projects. It was legalized as a type of Hotel

Business Act in 1957, owing to the popularity of brothels in the 1950s and the intention to normalize them.

キーワード：簡易宿泊所，木賃宿，社会施設，売春宿

Keywords: Budget hostel, cheap lodging house, social facility, brothel

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

近年，国内の観光都市はインバウンド観光の成長にともなって宿泊客が増加し，宿泊施設は急増した．大都市圏では，旅館業法に基づく簡易宿所営業の許可を取得した民泊，ゲストハウス，また京都市においては狭小な敷地に建つ，宿泊機能に特化したペンシルビルのようなタイプの宿泊施設が急増した．簡易宿所には，このような規模，客層およびそれらに応じたさまざまな施設構成の宿泊施設を受容してきた経緯がある．

本研究では，こうした曖昧性を容認してきた簡易宿所の原初の成立過程と，その後1957年に新たな旅館業種別として誕生した「簡易宿所」の創設の意図を考察する．

(2) 既往研究の整理

広く宿泊施設全体を対象とし，その変化に関する論説として，戦後の宿泊施設の法制度から分析，課題を提示した寺前（2005）²⁾，宿泊施設の新潮流として宿泊特化型ホテルであるビジネスホテルの表出に言及した廣間（2013）³⁾が挙げられる．

簡易宿所の発達過程に関する既往研究については，簡易宿所の形成と密接に関連してきたドヤ街を対象にしつつ，簡易宿所の形成が論じられてきた．上畑（1995）⁴⁾は，釜ヶ崎のドヤ街では，かつて木賃宿と言われた安宿から転じ，日雇い労働者の受け入れ先として簡易宿所となったと触れている．また，鈴木（2011）⁵⁾は，東京山谷地域における日雇い労働者の拠点となった簡易宿所街の形成について，1945年の東京大空襲による被災者援護のため，東京都が木賃宿に寝具を提供し，この結果，山谷地域に簡易宿所街の原形となるテント村が形成されたと指摘している．このような寄せ場と呼ばれる地域の簡易宿所では近年，寄場機能の弱体化とイメージの変化によって新たな客層である外国人旅行者およびビジネス客に注目した経営転換がされており⁵⁾，簡易宿所が観光客向けの空間に変容しつつある．

以上の既往研究を概観すると，ドヤ街における木賃宿，簡易宿泊所の形成と，戦後から高度成長期までの宿泊施設の細分化の過程は一定程度把握されている一方で，簡易宿所の成り立ちやその性質の分岐，変容過程については断片的な記述にとどまっている．とりわけ1957年に新たに創設された旅館業法における簡易宿所営業の創設時の意図は未だ解明されていない点が多く残る．

2. 旅館業法の沿革とその内容

はじめに，簡易宿所の根拠法となった旅館業法の沿革を概観する．旅館業法の成立以前，宿泊施設

に対する取り締りは、警察命令に基づき、各都道府県で異なった指導を行なっていた。旅館業法はこうした多数人の集合出入りする場所の衛生上の取り締まりと指導を徹底するため⁶⁾、公衆衛生の見地から1948年に制定された。同法制定時にはまだ簡易宿所営業の種別は存在せず、旅館、ホテル、下宿の3種類を旅館業として位置づけていた。

1957年の旅館業法改正については4章で詳述するが、その主眼は風俗の見地からの規制にあり、これと関連して簡易宿所営業が新たに定義づけされたと考えられる。

翌1958年の改正では、同年に廃止される「婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令」と、「売春防止法」の施行期日までの間、経過措置として旅館業許可の取り消しおよび営業停止に関する規定の整備を図る軽微な修正があった。

1970年の改正では、「学校の周囲100メートル区域に旅館業が設けられようとする場合、教育環境が害される恐れがあると認められたときは許可を与えない」とする項目を「いわゆるモーターと称される旅館が多数設置されるようになり、そのなかには、(略) 風紀上ないしは教育環境上種々問題を生じているものもあり、一部地域において社会問題化している事例さえあるのであります。」⁷⁾ (下線筆者、以下同様) との発言に代表される状況を鑑みて、学校の他、新たに児童福祉施設、社会教育施設等の条例で定める施設が制限の対象に加えられた。

1996年の改正は、その趣旨説明で「旅館業を取り巻く社会経済状況が大きく変化したことを踏まえ、時代に適合した旅館業の位置づけを明確にし、旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者需要に対応したサービスの提供を促進する必要があります。」⁸⁾ と述べている。この改正により、従来の旅館業法が業界の取締を主とする管理法であったものから振興法として改正され、旅館業の健全な発達を目的とする⁹⁾ ものになっていった。

表-1 旅館業法の沿革

公布日	趣旨説明	主な内容
1948.7.21	従来、旅館、ホテル、下宿、アパート等の、いわゆる旅館業及び公衆浴場並びに映画館、劇場その他の興行場に対する取締りは、警察命令に基き、各都道府県知事が行なっていたものでありますが、それらの取締り指道の対象及び方法は、各都道府県によって一定していなかったために、取締りの徹底と指導の適正をはかることが困難であった実情であります。しかしながら、これらの多数人の集合出入りする場所の衛生上の取締りは、公衆衛生の見地から監視することができない問題でありますので、この際一時的な基準を定めて、その厳格強化をはかるためこれらの法律案を提出した次第であります。(第二回国会 衆議院 厚生委員会 第17号 昭和23年6月27日)	「旅館業」を、都道府県知事の許可を受けて、業としてホテル、旅館又は下宿を経営することと定義づける
1957.6.15	最近、一部の地域において、教育上からも、種々批判されるような事例も生じ、(中略) 風俗の見地をも加味した規制を加える必要が生じて参りました。このような社会情勢に対処するため、(中略) 営業施設の水準の向上を図るとともに、風紀面をも考慮し、直に健全な旅館業の育成促進をはかることにつきまして、その成果を得ましたので、ここに本法案を提出した次第であります。(第26回国会 参議院 社会労働委員会 第21号 昭和32年4月6日)	①善良の風俗が害されることがないよう風俗の見地を加味し、必要な規制をあわせて行いうるよう法目的を改める ②施設の構造設備の基準は都道府県において適宜設けることとなっていたが、政令で規定する(簡易宿所を新たに定義づけ) ③新たに旅館業を、施設の使用、方法、広告方法等その利用方法の基準を政令で定める ④営業許可の基準に人的要件を加え営業者の質的向上を図る ⑤営業者が刑法等風紀関係の法令に違反したときは営業許可の取消、停止等の行政処分を行う ⑥学校の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内で旅館が設けられることにて、その教育環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは許可を与えないこととする等の措置をとる
1958.3.31	昨年、旅館業法の一部が改正され、旅館業に対する従来からの公衆衛生上の規制に加え風俗の見地からの規制をも行い得るものとされたのでありますが、第八条に規定されている婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令が、本年四月から、売春防止法附則第二項の規定によって、廃止されることとなりましたので、これに伴い関係規定の整備をはかることとするものであります。(第28回国会 参議院 社会労働委員会 第7号 昭和33年2月18日)	婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令が廃止されることに伴い、第八条中に規定されている「婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令に規定する罪」を「売春防止法第二章に規定する罪」と改める
1970.5.18	近年、健全なレクリエーションの普及、観光事業の発展等に伴い、旅館業はとくにその重要性を加えてまいりました。(中略) ところが、最近、都市近郊や幹線道路周辺にいわゆるモーターと称される旅館が多数設置されるようになり、そのなかには、健全な宿泊施設としてふさわしくもないものも見受けられるのであります。このような状況にかんがみ、(中略) 風紀面の規制の強化をはかることが急務であると考えられますので、本案を提出した次第であります。(第63回国会 衆議院 社会労働委員会 第20号 昭和45年5月11日)	①従来、学校の敷地の周囲百メートルの区域内に旅館が設けられようとする場合においては、教育環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは許可を与えないことができるとされていたが、新たに児童福祉施設及び社会教育施設等で都道府県の条例で定めるものを加える ②従来、旅館業の許可は、公衆衛生上の見地から必要な条件を付することができることとされていたが、新たに、善良の風俗の保持のために必要な条件も付することができるようにする
1996.6.21	現行の旅館業法は、戦後直後に公衆衛生の見地からの取り締まりを目的として制定され、その後、いわゆる善良な風俗を保持する観点からの規制を加え現在に至っておりますが、旅館業を取り巻く社会経済状況が大きく変化したことを踏まえ、時代に適合した旅館業の位置づけを明確にし、旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者需要に対応したサービスの提供を促進する必要があります。(第136回国会 衆議院 本会議 第35号 平成8年6月11日)	①法律の目的を、旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することに改める ②営業者は、利用者の需要に対応した営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に努めなければならないとする ③旅館業の健全な発達を図り、利用者の需要に対応したサービスの提供を促進するため、国及び地方公共団体は、営業者に対し、必要な資金の確保、助言、情報の提供等の措置を講ずるよう努める
2017.12.15	消費者のニーズの変化、違法な営業者の広がり等を踏まえ、旅館業に係る規制緩和を進めるとともに、無許可営業者に対する取り締まりを強化し、旅館業の健全な発展を図るため、この法律案を提出いたしました。(第195回国会 参議院 厚生労働委員会 第3号 平成29年12月7日)	①「ホテル営業」と「旅館営業」を統合し、「旅館・ホテル営業」とする ②無許可営業車に対して、都道府県知事等が緊急命令を可能にすることおよび旅館業法に違反した場合の罰金上限額の引き上げる

※下線筆者

オーバーツーリズムの発生を背景とする2017年の改正は、これまで4種別であった旅館業のうち、旅館営業とホテル営業を「旅館・ホテル営業」として統合したことが最大の変更点である。「消費者のニーズの変化、違法な営業者の広がり等を踏まえ、旅館業に係る規制緩和を進めるとともに、無許可営業者に対する取り締まりを強化し、旅館業の健全な発展を図るため、この法律案を提出いたしました。」¹⁰⁾との発言にあるように、違法民泊が急増し、これに対応する新法による民泊の適法化と、民泊との市場競争の均衡を図るため旅館・ホテル営業の大幅な規制緩和が行われた。

3. 簡易宿泊所の成立背景

(1) 木賃宿から簡易宿泊所への転換

簡易宿所の原形は、既往研究¹¹⁾にある通り、ドヤ街で形成された簡易宿泊所が起源であろう。国立国会図書館の所蔵検索によれば、その語句の登場は1922年に遡る。峯田一步著「真剣に：平和記念東京博覧会会期百五十日間の私の働振り」¹²⁾の中に、「本所區入江町は労働者の本場で、そこには東京市の簡易宿泊所がある。」という記述がある。また、同年に雑誌「婦人之友」¹³⁾の記事に「錦糸堀行電車を江東橋で下りて直ぐ左へ曲る通りに、其の邊のむさ苦しい家との間に稍目立つて、東京市の簡易宿泊所と労働職業紹介所の大きな建物が立つてゐます。」とあり、すでに社会一般に簡易宿泊所の存在が浸透していたことがうかがえると同時に、とりわけ労働者が宿泊に利用する場であったことがわかる。

とはいえ、簡易宿所の源流となった「木賃宿」という語は、この時期も依然として頻出していたようである。東京市社会局が1923年にまとめた「東京市内の木賃宿に関する調査」¹⁴⁾では、「現今木賃宿は一般に食事を給せず宿泊料を欲し寝具と風呂とを供給して客人を宿泊せしむるものにして、(略) 其後交通の頻繁となるに従ひ漸次設備を改め食事を供して宿泊せしめ今日の宿屋の發達を見るに至れり、其間木賃宿は諸藝人、人夫等専ら下層階級の宿泊期間として宿場又は都會の場末等に在して、(略) 都市に於ける木賃宿は一夜泊りのものより長期の止宿者多く、一面下級労働者の簡易なる居住宅として他面低廉なる宿舍として都會に於ける人口増加の趨勢に應じて増加の歩を辿るが如し。」と記している。同調査では明治20年(1887年)から大正10年(1921年)までの木賃宿の推移を示しており、1921年には402軒あった。

(2) 「社会施設」としての簡易宿泊所建設

では、木賃宿と簡易宿泊所はどのような対応関係であったか。1922年、社会事業協會¹⁵⁾から出版された「社会事業」¹⁶⁾の一文に、簡易宿泊所の整備に関する市議会中の意見として「浅草の如き股賑の土地に簡易宿泊所を設置するは面白くない、交通機にも相當に發達して居る事故場末の土地を撰ぶ方がよい」という反対意見があったことを記している。また、下竹(1929)¹⁷⁾は、「自分の家を持たない労働者は、大抵木賃宿に泊るが、この木賃宿が、衛生上、風紀上、どうも面白くないので、安い宿料で十分な安息と慰安を与える為に、東京市は簡易宿泊所を建てた。(略) 尚食堂を附設して安価な食事もある様にしてゐる。よくよく困つた者には無料で泊めることもある。」と記しており、木

賃宿に比してその住環境を改善した労働者の救援事業としての簡易宿泊所の性質を示している。

より詳しく簡易宿泊所の性質を読み取るために、東京府社会事業協会が1925年にまとめた「東京府管内社会事業要覧」¹⁸⁾が参考になる。同書は東京府の社会事業としての簡易宿泊所38施設の所在地、経営主体、開設年、経営状態などが掲載されている。これによると、38施設のうち24施設が政府委託の事業であった。主な経営主体は、大谷派本願寺、増上寺、日蓮宗報効団などの寺院が6施設、東京市管轄の施設は9あった。開設年を見ると、38施設中33施設が大正12年から13年にかけて開設されている。同書に掲載されるそれぞれの施設の沿革を見ると、「初め大島町3-164に震災後応急施設として開所されたが、大正13年12月から14年2月まで一時閉所。14年3月20日現在地に新築移動される。」

（東京府大島簡易宿泊所）とか、「震災直後大阪市より寄贈されたバラック30棟を簡易宿泊所8ヶ所に建てたうちの一つ。」（東京市王姫簡易宿泊所）と記されている。このように1923年の関東大震災により行き場を失った労働者救済のための「社会施設」の役割としての機能を果たしてきたことが推察される。

一方で、木賃宿での宿泊環境を改善する意図が官民による簡易宿泊所建設にあったと上述したが、「宿泊者定員」と「宿泊者1日平均人員」¹⁹⁾を照合すると、現代で示されるところの稼働率が90%を超える施設は10施設あり、うち100%を超過する施設は4施設あり、過酷な衛生環境での窮乏生活を送っていた労働者が多数だったことも推察できる。

このほか上記の38施設以外に、公的な文書には残っていない零細な簡易宿泊所もあっただろう。先に挙げた下竹鉄堂「大東京の裏面」²⁰⁾には、「尚此外各種特殊團體で経営の無料又は實費宿泊所の数は約五十ヶ所許りある。」と記されており、いっそう過酷な生活環境であったことは想像に難くない。

以上のような記述から、日雇い労働者市場における労働者のための木賃宿の集積ののち、寺院等の宗教団体の社会福祉事業および地方自治体の宿泊行政として公的に簡易宿泊所が整備されていったことが明らかになった。すなわち木賃宿は、ドヤ街に集積し、飲食等その他を供さない労働者のための単なる安宿であったのに対し、簡易宿泊所は、労働者の生活の場という性質は受け継ぎつつも、その発生は政府および宗教団体による救済を目的とし、職業紹介所や食堂などが併せて建設された「社会施設」であったという点で区別できる。

4. 旅館業法における「簡易宿所」の創設

(1) 「簡易宿所」成立以前の状況

「簡易宿泊所」という語の定着から30年以上経過した1957年、旅館業法における一種別として「簡易宿所」が定義づけられた。その理由について当時の厚生省通知では、この種の業態が「一般の旅館とは構造設備面を著しく異にする」ため「実情に即した指導取締を行い得るよう改められたものである」と具体的事例を引かないまま記されており²¹⁾、未だ不明な点が多い。

1957年時点でも簡易宿所の性質は上述の日雇い労働者と密接に関連しており、当時の雑誌記事²²⁾では「簡易宿泊所の住人は誰か？私は一晩の宿泊の経験によってだが九九パーセント、自由労働者だと推定した。（略）自由労働者の経験を持つ私の友人の語るところでは、自由労働者は土建や運輸部

門にとどまらずあらゆる職場に入りこんでおり、三菱造船なら三菱造船の作業に従事していて、三菱造船の工員ではないというばあいがある。（略）典型的な例は、労務提供者、請負業者が簡易宿泊所を経営し、（略）請負業者の整員計画に呼応して簡易宿泊所の側は止宿人に仕事を斡旋するという形になっている。」と指摘されている。翌58年の雑誌「社会保険」²³⁾に掲載された簡易宿泊所に宿泊する日雇い労働者の実態を調査したルポルタージュでは、次のような問題提起がされている。「ここに住む人たちは、意外に性病患者が多いということ。都会の下づみの中で、人間の本能のままに、性病というものの危険をあえておかす人が相当数いるのである。売春防止法によつて、赤線や売春業者がなくなれば、病気になる人もいなくなると簡単にすませるような問題であろうか。」と指摘されており、従前のような公的な簡易宿泊所と、法的根拠不在の簡易宿泊所が混在していたこと、また簡易宿泊所が売春の場と密接につながっていたことが示唆される。

(2) 簡易宿泊所での売春と売春防止法の制定

では簡易宿泊所での売春の実態はどのようなものであったか。

1946年に政府は、「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」を出し、「売春をさせること」を明確に禁止したが、一方で自由営業という名目を利用したカフェー、バー、旅館業者など事実上の売春業者は増加した²⁴⁾。当時の売春と簡易宿泊所との関係は、国会審議において売春防止法の施行運営のための参考人として招致された浅草警察署長の答弁²⁵⁾からも読み取れる。「この売春の勧誘行為というのは、（略）ちまたに立ち現われて、（略）お茶を飲みましょうとか、あるいは散歩しましょうとか、あるいは映画を見ましょうとか等、いろいろ呼びかけておって、（略）それで、歩いている最中に、（略）事前工作をとって、それで宿屋なら宿屋へ行くということになります。話がまとまって、（略）山谷とかその他宿屋ですね、木賃宿、その程度によって、旅館その他へ行くというふうなケースがある。」と報告しており、売春行為は簡易宿泊所をはじめとする木賃宿、旅館等で行われていたことがわかる。

このような売春の場所を提供するような施設とその集積をいわゆる「特殊飲食店」や「赤線区域」と呼び、これを黙認するような不徹底な行政対策が行われてきた²⁶⁾が、「日本国憲法が侵すべからざる基本的人権の存在を確認し、個人の自由と尊厳とを明らかにし、その奴隷的拘束を除去すべきことを宣言しているにもかかわらず、売春に関連してこれに反する事態のますます増加の傾向にあることとあります。このような状況を黙過することは、善良の風俗の維持、保健衛生、女子の基本的人権の確保等の観点から、とうてい許されないところであって、すみやかにこれが対策を樹立してその実効を期さなければならない」²⁷⁾として、1957年に売春防止法は制定された。

売春防止法の施行に伴い、「吉原は、現在百十六軒の業者と三百九十五名の従業婦がただいま働いております。これはすでに二月の十五日に廃業届を出しておりますので、二月末日をもって廃業を完了」²⁸⁾するとあるが、「吉原から廃業したその者が今度はすぐ近くの山谷に出て、町に立って売春を呼びかけておるというふうな状況」²⁹⁾となった。すなわち、売春防止法の完全施行までの過渡期に多くの売春行為の提供者が廃業または転業したと考えられるが、一方で赤線地域周辺の地域に売春行為

とそれを提供する場所としての簡易宿泊所が広がっていったのである。「売春業者はそれぞれ転廃業したが、料亭、カフェー、飲食店、旅館など、売春に親しみやすい業態にかわったものが少なくなく、従前の売春婦がそのまま女中、女給などとなったものもあるのではないかと推測され、これらの施設が隠密裡に売春に使用されている例もみうけられた。」³⁰⁾。このように、「従来は赤線区域でなかった地区に、あらたにモグリ売春宿が発生」³¹⁾し、様々な形で巧妙に売春宿は継続されたのである。

以上のように、売春防止法の完全施行までの過渡期である1950年代は、娼婦の移動がさかんにおこなわれ³²⁾、売春の提供場所としての簡易宿泊所が出現、廃業しては新たに違法な売春宿としての簡易宿泊所が再集積していった。一方で売春防止法は、「売春婦の保護更生に重点が注がれておるといふ点を念頭に置きまして、これら売春婦の保護更生を念とし、いわゆる売春環境を肅正して、女性売春の転落を防止いたしまして、その背後にあるところのいわゆる売春を助長するところの悪質な行為、いわゆる管理売春、これらのものに対して徹底的に取締りを加えて、社会の善良なる風俗を維持する」³³⁾とあるように、基本的な理念は婦女の保護更生にあり、直接的な売春行為者（すなわち「売春婦」）の処罰の厳罰化というよりも、売春行為の場所を提供する側（すなわち「簡易宿所」等の宿泊施設）から正常化を図ろうとした意図が推察できる。

(3)「簡易宿所」創設時の議論

売春防止法の制定と同年、旅館業法が改正され、旅館、ホテルに加えて新たに「簡易宿所」が旅館業の種別に追加された。1957年の同法改正は、売春防止法との関係を鑑みて改正したという意図を明確にしていなかったが、旅館業（あるいはそれに類する宿泊施設）の一部の風俗的欠落の実情を受けて正常化しようとした態度は明らかであり、売春防止法の制定と密接に関連していると言えよう。

当時の厚生大臣の「よく伝えられる温泉マークというような、風紀を乱しておるといようなものが出てきておる。」³⁴⁾の発言に代表されるように、旅館業法改正においても売春宿と関連づけた議論が確認できる。温泉マークとは、昭和25年ごろから拡大した風俗宿泊施設である連れ込み旅館の呼称であり³⁵⁾、他に「アベック旅館」「さかさクラゲ」などとも呼ばれていた。一層この観点で議論が盛んになった背景には、東京千駄ヶ谷における連れ込み旅館の集積と、そこに小学校が近接していたことにある。昭和29年ごろから千駄ヶ谷に30数軒が立ち並び³⁶⁾、小学校から「裸の状態が見える、あるいはあられもない姿が見える、下からも。」³⁷⁾と鳩森小学校長が発言するように、風紀上の問題のある状況となっていた。この対応として学校からおよそ100メートルの範囲での旅館業の立地制限が設けられた。国会審議においても、このような風俗宿泊施設を問題視し、改善する動きがみられた。

さらに、参考人として招致された東京都カフェー料理組合会長の答弁³⁸⁾では売春防止法について言及しており、「来年の四月までに、私たちは売春防止法に従って転業をいたさなければなりません。そこで今全業者が非常に真剣になって、いかにして転業をしたら、将来の営業と即生活の安定が得られるか、こういうことで苦勞をいたしておるのであります。」「私たちとしましては、(略)新しい業種、あるいはその規模、その他によってその数字は違って参りますから、(略)できるだけ自分の力で、現実的な方面に転業したいとは考えておりますけれども、実情は自己資金というものはきわめて少い

のが多うございます。その点を一つ御考慮願いたい。」と、転業に際しての施設規模や要件に対する配慮を訴えている。国会審議では、しばしばこうした風俗営業に類する施設から旅館業へ転業することを推奨する立場をとる一方、「擬装転業」を懸念する意見が頻発していた。

こうした国会審議中の要望もあり、簡易宿所営業は、旅館営業、ホテル営業のような最低客室数の基準（それぞれ5室以上、10室以上の最低客室数が設定されていた）が外され、また構造設備は和式、洋式にとらわれない定義づけがされた。加えて、旅館、ホテルと違い、宿泊する場所を多数人で共用することを前提とされ、客室の延床面積を33㎡以上とすることが主要な構造基準となった。つまり、旅館業の中では最も規制の緩やかな宿泊施設として定義づけたのである。

以上の国会審議の流れから、政府としては風俗宿泊施設を正常化したい姿勢を取りつつも、既存の旅館営業、ホテル営業より緩い構造基準を設定することで風俗営業等の宿泊業者の経過措置を経て適法化しようとした意図が推察される。

(4)「簡易宿所」創設以降の宿泊施設の多様化

簡易宿所はその創設以降、構造基準については2016年まで変更がなく³⁹⁾、この間にいわゆるドヤ街を形成する簡易宿所や売春宿の他に、様々な宿泊施設を受容してきた過程がある。廣間(2013)⁴⁰⁾は、1960年代から1970年代前半に旅館とホテルの混合形態を持った、簡易宿所の営業形態でのビジネスホテルが出現したと指摘している。寺前(2005)⁴¹⁾は、ペンションは観光白書において簡易宿所の項で行なってきたとして、その初出は1982年であると述べている。ペンションと同様に観光白書において簡易宿所として扱われる民宿は、大正末から昭和初期にかけて、白馬山麓の細野ではじまったといわれる⁴²⁾。細野では、1950年に民宿のうち8戸に県当局から簡易宿所の許可を与えられ、1954年には22戸が許可を取得し、現代的な意味での民宿が誕生した⁴³⁾。また、2005年ごろから増え始めたゲストハウスは、ほとんどが簡易宿所営業の許可を受けて営業している⁴⁴⁾。

旅館業法における簡易宿所の創設時は、観光を目的としない労働者や生活者等の滞在者を受け入れる、旅館やホテルにはそぐわない多様な宿泊施設の受け皿としての機能を果たしてきたと言えるが、その後、旅館、ホテルのような規模要件を満たさない施設を多く受容し、多義的で文化的な宿泊施設を受け入れていった過程がある。

5. 結論

簡易宿所の変容の過程は、以下のようにまとめられる。

①旅館業法における「簡易宿所」の種別が新たに定義づけされる以前、簡易宿泊所は木賃宿および労働者の宿泊施設という性質を受け継ぎつつ、関東大震災を契機に労働者の救済を目的とした公的な宿泊施設として多く整備された。

②旅館業法における「簡易宿所」の種別が新たに定義づけされる以前、簡易宿泊所は売春産業の基盤となっていた。売春防止法の完全施行の過渡期には売春行為の場の提供としての簡易宿泊所が転廃業した一方で、赤線地域周辺の山谷などで売春宿が継続・拡大した。

③売春防止法の基本的な理念は売春婦の保護更生であり、売春行為の場所を提供する側である宿泊施設から正常化を図ろうとした意図が読み取れる。旅館業法における「簡易宿所」創設時の議論からも同様の意図が確認でき、既存の旅館営業、ホテル営業より緩い構造基準を設定することで経過措置を経て適法化しようとしたと考えられる。

④1957年に新たに定義づけされた簡易宿所は、旅館営業、ホテル営業のような構造基準および最低客室数の規定が設けられなかったことで、高度成長期以後のビジネスホテル、民宿、ゲストハウス等新たな宿泊施設の類型を受容し、宿泊施設の多様化を促進した。

【注】

- 1) 本稿は、川井ら（2022）と重複する部分を含んでいる。
- 2) 寺前秀一（2005）「戦後における宿泊法制度の分析と課題」『観光研究』Vol.16, No.2, pp.29-38
- 3) 廣間準一（2013）「ホテル業界の新潮流に関する一考察」『大阪観光大学紀要』No.13, pp.89-96
- 4) 上畑恵宣（1995）「ドヤ街における公的扶助-東西比較論」『密教文化』192号, pp.L75-L49
- 5) 鈴木富之（2011）「東京山谷地域における宿泊施設の変容—外国人旅行者およびビジネス客向け低廉宿泊施設を対象に—」『地学雑誌』120巻, 3号, pp.466-485
- 6) 「第2回国会衆議院厚生委員会」第17号（昭和23年6月27日）喜多植治郎厚生政務次官答弁
- 7) 「第63回国会衆議院社会労働委員会」第20号（昭和45年5月11日）増岡博之委員答弁
- 8) 「第136回国会衆議院本会議」第35号（平成8年6月11日）和田貞夫委員長答弁
- 9) 前掲注2）。
- 10) 「第195回国会衆議院厚生労働委員会」第2号（平成29年11月24日）加藤勝信厚生労働大臣答弁
- 11) 前掲注4）。
- 12) 峯田一步（1922）「真剣に：平和記念東京博覧会会期百五十日間の私の勤振り」働く会, p.59。同書は大正11年に開催された「平和記念東京博覧会」において味の素食堂を経営した著者による自叙伝。
- 13) 著者不明（1922）「市営託児場と簡易宿泊所を觀る」『婦人之友』婦人之友社, 10月号, pp.87-91
- 14) 東京市社会局編（1923）「東京市内の木賃宿」東京市社会局
- 15) 参考文献（18）によれば、社会事業協会及び中央社会事業協会は、1920年代前半から1930年代前半にかけて、社会事業にかかわる会議の開催、出版物の発行、社会事業従事者の調査や養成等を行ってきた。
- 16) 社会事業協會（1922）「社会事業 第六卷 第五號 八月號」中央社会事業協會社会事業研究所, p.84
- 17) 下竹鉄堂（1929）「大東京の裏面」新友社出版部, p.153
- 18) 松下吉衛編（1925）「東京府管内社会事業要覧」東京府社会事業協会, pp.135-153
- 19) 前掲注18）。
- 20) 前掲注17）。
- 21) 文山達昭（2018）「簡易宿所とは」都市アーキビスト会議編『都市を予約する』建築資料研究所, p.120
- 22) 関根弘（1957）「《見聞記》簡易宿泊所」『総合』6月号, 東洋時論社, pp.108-115
- 23) 吉沢章子（1958）「簡易宿舎に病む人を訪ねる：日雇健保給付受給者実態調査の思い出」『社会保険』全国社会保険協会連合会, pp.26-27
- 24) 椎名隆（1955）「第二十二特別国会売春問題」, 洋々社, p.284
- 25) 「第28回国会参議院法務委員会」第9号（昭和33年2月25日）齋藤良治警視庁浅草警察署長答弁
- 26) 重森幸雄（1957）「風俗犯捜査網：売春防止法を中心とした」近代警察社, p.54
- 27) 「第24回国会衆議院法務委員会」第31号（昭和31年5月9日）松原一彦法務政務次官答弁
- 28) 前掲注25）。
- 29) 前掲注25）。
- 30) 法務省法務総合研究所（1960）「犯罪白書」（昭和35年版）

- 31) 前掲注30).
- 32) 中川紗智 (2019)「娼婦の移動実態からみた盛り場の性格—1950年代の横浜を事例として—」『地理学論評』92巻, 5号, pp.283-293
- 33) 前掲注25).
- 34) 「第26回国会参議院社会労働委員会」第22号 (昭和32年4月16日) 神田博国務大臣答弁
- 35) 久保田和夫 (1999)「夢空間ファッションホテル名商・巨匠の物語：もうひとつのニッポン文化史」双葉社, p.24
- 36) 串間努 (2004)「チビッコ三面記事：子どもの事件簿」筑摩書房, p.190
- 37) 「第26回国会参議院社会労働委員会」第25号 (昭和32年4月23日) 吉川芳次鳩森小学校校長答弁
- 38) 「第26回国会参議院社会労働委員会」第25号 (昭和32年4月23日) 鈴木明東京都カフェー料理組合連合会会長答弁
- 39) 2016年4月1日に、宿泊者数が10人未満の場合には、宿泊者数に応じた面積基準 (3.3㎡×宿泊者数以上) とするよう緩和された。
- 40) 前掲注3).
- 41) 前掲注2).
- 42) 石井英也 (1970)「わが国における民宿地域形成についての予測的考察」『地理学評論』Vol.43, No.10, pp.607-622
- 43) 石井英也 (1977)「白馬村における民宿地域の形成」『人文地理』Vol.29, Issue1, pp.1-25
- 44) 石川美澄・山村高淑 (2014)「国内における宿泊施設型ゲストハウスの経営と利用の実態に関する研究」『都市計画論文集』, 49巻, 2号, pp.140-145

【参考文献】

- (1) 川井千敬・阿部大輔 (2022)「簡易宿所の成立背景とオーバーツーリズムにともなった変容に関する研究」『日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集』20巻, pp.77-80
- (2) 川井千敬・阿部大輔 (2021)「局所的集積した宿泊施設の廃業とその後の土地利用に関する研究—京都市における簡易宿所を事例として—」『日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集』19巻, pp.141-144
- (3) 寺前秀一 (2005)「戦後における宿泊法制度の分析と課題」『観光研究』Vol.16, No.2, pp.29-38
- (4) 廣間準一 (2013)「ホテル業界の新潮流に関する一考察」『大阪観光大学紀要』No.13, pp.89-96
- (5) 上畑恵宣 (1995)「ドヤ街における公的扶助—東西比較論」『密教文化』192号, pp.L75-L49
- (6) 鈴木富之 (2011)「東京山谷地域における宿泊施設の変容—外国人旅行者およびビジネス客向け低廉宿泊施設を対象に一」『地学雑誌』120巻, 3号, pp.466-485
- (7) 峯田一步 (1922)「真剣に：平和記念東京博覧会会期百五十日間の私の働振り」働く会
- (8) 著者不明 (1922)「市営託児場と簡易宿泊所を観る」『婦人之友』婦人之友社, 10月号, pp.87-91
- (9) 東京市社会局編 (1923)「東京市内の木賃宿」東京市社会局
- (10) 社会事業協会 (1922)「社会事業 第六巻 第五号 八月号」中央社会事業協会社会事業研究所
- (11) 下竹鉄堂 (1929)「大東京の裏面」新友社出版部
- (12) 関根弘 (1957)「《見聞記》簡易宿泊所」『総合』6月号, 東洋時論社, pp.108-115
- (13) 久保田和夫 (1999)「夢空間ファッションホテル名商・巨匠の物語：もうひとつのニッポン文化史」双葉社
- (14) 串間努 (2004)「チビッコ三面記事：子どもの事件簿」筑摩書房
- (15) 石井英也 (1970)「わが国における民宿地域形成についての予測的考察」『地理学評論』

Vol.43, No.10, pp.607-622

- (16) 石井英也 (1977)「白馬村における民宿地域の形成」『人文地理』 Vol.29, Issue1, pp.1-25
- (17) 厚生省生活衛生局指導課 (1991)「旅館業（ホテル・旅館・簡易宿所）の実態と経営改善の方策」
- (18) 渡邊かおり (2020)「戦前の社会事業研究所における研究活動」『愛知県立大学教育福祉学部論集』第68号, pp.67-73
- (19) 石川美澄・山村高淑 (2014)「国内における宿泊施設型ゲストハウスの経営と利用の実態に関する研究」『都市計画論文集』 49巻, 2号, pp.140-145
- (20) 宮本常一 (2006)「日本の宿」八坂書房
- (21) 松下吉衛編 (1925)「東京府管内社会事業要覧」東京府社会事業協会, pp.135-153
- (22) 吉沢章子 (1958)「簡易宿舎に病む人を訪ねる：日雇健保給付受給者実態調査の思い出」『社会保険』全国社会保険協会連合会, pp.26-27
- (23) 文山達昭 (2018)「簡易宿所とは」都市アーキビスト会議編『都市を予約する』建築資料研究所, p.120
- (24) 椎名隆 (1955)「第二十二特別国会売春問題」洋々社
- (25) 重森幸雄 (1957)「風俗犯捜査網：売春防止法を中心とした」近代警察社